

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院臓器移植医療委員会細則（平成24年医学部附属病院細則第1－4号）第10条第3項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において行われた臓器提供及び臓器移植に関して、医学的、社会的及び倫理的規範に沿って適正に行われたか否かを検討及び評価するために設置する大分大学医学部附属病院移植医療評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本院における移植医療の検討及び評価に関する事項
- (2) その他移植医療評価に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 内科系の診療科長のうちから選出された者（大分大学医学部附属病院脳死判定委員会（以下「脳死判定委員会」という。）及び大分大学医学部附属病院臓器移植委員会（以下「臓器移植委員会」という。）の委員を除く。） 2人
- (2) 外科系の診療科長のうちから選出された者（脳死判定委員会及び臓器移植委員会の委員を除く。） 2人
- (3) 臨床倫理委員会委員長
- (4) 生命倫理に関する学識経験者 1人
- (5) 院内移植コーディネーター 若干人
- (6) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号、第2号及び第4号から第6号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(代理出席)

第7条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(倫理委員会との関係)

第9条 委員会は、臓器提供及び臓器移植に関し倫理上の疑義が生ずる恐れがある場合は、大分大学医学部倫理委員会に諮るものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成24年医学部附属病院内規第1－3号)

- 1 この内規は、平成24年10月24日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (令和2年医学部附属病院内規第1－3号)

この内規は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年医学部附属病院内規第1－5号)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。